

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業課)	1
○ 主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則 (農産園芸課)	4
○ 財務規則の一部を改正する規則 (会計課)	4
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一 部を改正する管理規程	4
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	12
教育長訓令	
○ 本庁文書管理規程の一部を改正する訓令	13

公布された法令のあらまし

- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則** (規則第29号)
- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正により、不動産取得税の不均一課税を受けることができる家屋又は土地の範囲を拡大すること等に伴い、規則で定めることとされた不動産取得税の不均一課税の要件を定める等所要の整備を行うこととした。
 - 県内全域において外国企業等の本社機能を担う事業所の新設を促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、事業税の不均一課税の対象となる本社機能を担う事業所の移転又は新增設のために新本社事業所を整備する法人の範囲を拡大する等所要の整備を行うこととした。
- 主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則** (規則第30号)
- 県内の指定種子生産ほ場を経営する者等に対して配布する主要農作物の原種について、所要経費等に鑑み、受益者負担及び公平の見地から、その配布を有償とする等所要の整備を行うこととした。
- 財務規則の一部を改正する規則** (規則第31号)
- 県が締結する契約において、当該契約の相手方又はその代理人の最低貸金法等の関係法令及び契約事項の遵守を担保するため、県が契約を解除することができる事由を追加することとし、所要の整備を行うこととした。
 - 行政組織規則の一部改正に伴い、部局の出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。

規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第29号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則(平成14年兵庫県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第11項」を「同条第13項」に改め、「この条において」を削り、「同じ。」の右に「その他これに準ずるものとして知事が別に定める事業」を加え、同条第3項中「掲げる事業」の右に「その他これに準ずるものとして知事が別に定める事業」を加える。

第7条第2項各号列記以外の部分中「規定する工場立地事業」の右に「(別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同条第5項本文中「旧本社事業所」を「本社事業所」に、「、三大都市圏(首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第1項に規定する既成都市区域(以下この項において「既成都市区域」という。))又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和41年政令第318号)別表に掲げる区域をいう。以下同じ。))又は県内にある法人」を「国内にある法人又は本社事業所が国内にない外国企業(条例第2条第2号イに規定する外国企業をいう。以下同じ。))若しくは外資系企業(同号イに規定する外資系企業をいう。以下同じ。))」に改め、同項ただし書中「(既成都市区域)の右に「(近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第1項に規定する既成都市区域をいう。以下同じ。))」を加え、「旧本社事業所」を「本社事業所」に、「移転又は新增設(以下「移転等」という。))のために建築し、又は権原を取得する」を「移転等(本社事業所が三大都市圏(首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地、既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和41年政令第318号)別表に掲げる区域をいう。))若しくは県内にある法人が行う当該本社事業所の移転若しくは新增設又は外国にある事業所が現に担う本社機能の全部若しくは一部を担う事業所の新設をいう。以下同じ。))に係る」に改め、「であって、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する特定業務施設に該当するもの」を削り、同項第1号中「新本社建築物の建築又は権原の取得を行う事業その他旧本社事業所」を「本社事業所」に改め、同条第6項第2号及び第7項中「旧本社事業所」を「本社事業所」に改め、同条第8項中「旧本社事業所が三大都市圏又は県内にある法人」を「本社事業所が国内にある法人又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業」に、「当該旧本社事業所」を「本社事業所」に改める。

第16条を第21条とする。

第15条中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第20条とする。

第14条第1項中「若しくは第10条」を「、第10条若しくは第11条」に改め、同条第2項第5号中「14日前の日」の右に「(確認申請書提出日において本社事業所が国内にない外国企業又は外資系企業が当該事業を行う場合にあっては、新本社建築物の建築又は権原の取得に関する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日)」を加え、同条第3項中「若しくは第10条」を「、第10条若しくは第11条」に改め、同条を第19条とする。

第13条中「若しくは促進地域内事業家屋」を「、促進地域内事業家屋若しくは本社機能家屋」に、「又は第10条」を「、第10条又は第11条」に改め、同条を第18条とし、同条の前に次の4条を加える。

(不動産取得税の不均一課税の対象となる移転又は新增設)

第14条 条例第11条に規定する規則で定める移転又は新增設は、本社事業所が国内にある者又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画(県内(既成都市区域を除く。))に本社事業所がある者が、既成都市区域内に本社機能家屋を建設することによる新本社事業所整備事業の実施に関する計画を除く。)を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該本社機能立地計画に基づいて行う移転又は新增設とする。

(本社機能を担う事業所の移転等に係る不動産取得税の不均一課税の要件)

第15条 条例第11条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 前条の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日(同日までに当該認定を取り消された場合にあっては、その取り消された日の前日)までの間に、当該認定を受けた本社機能立地計画に基づいて建設された本社機能家屋において、立地促進事業を開始すること。

(2) 前号の立地促進事業を開始する日において本社機能家屋に従業する本社機能を担う新規従業員の数が11人以上であること。

(本社機能施設)

第16条 条例第11条に規定する規則で定める施設は、事務所、試験研究施設又は研修施設とする。

(本社機能家屋の敷地である土地の範囲)

第17条 条例第11条に規定する家屋(本社機能施設の用に供する部分に限る。)の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地(当該家屋と一体的に使用される土地を含む。)とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「別表対象事業の欄」を「立地促進事業(別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。))にあっては同欄」に改め、「掲げる施設」の右に「とし、立地促進事業(同表対象事業の欄に掲げる事業を除く。))にあっては事

務所、試験研究施設又は研修施設」を加え、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「不動産取得税」を「促進地域における不動産取得税」に改め、同条中「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 促進地域内事業家屋において立地促進事業(別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。)を実施すること。
イ アに規定する立地促進事業を開始する日において促進地域内事業家屋に従業する新規従業員の数が6人以上であること。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 本事業所が国内にある者又は本事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日(同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日)までの間に、当該本社機能立地計画に基づいて建設された促進地域内事業家屋において、立地促進事業(別表対象事業の欄に掲げる事業を除く。)を開始すること。
イ アに規定する立地促進事業を開始する日において促進地域内事業家屋に従業する本社機能を担う新規従業員の数が6人以上であること。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「工場立地事業」の右に「(別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。)」を加え、「別表対象事業の欄」を「同欄」に改め、「施設とし」の右に「、工場立地事業(別表対象事業の欄に掲げる事業を除く。)」にあつては事務所、試験研究施設又は研修施設とし」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定拠点地区における不動産取得税の不均一課税の要件)

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 立地促進事業家屋において工場立地事業(別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。)又は再活性化事業を実施すること。
- (2) 本事業所が国内にある者又は本事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画(県内(既成都市区域を除く。)に本事業所がある者が、既成都市区域内に立地促進事業家屋を建設することによる新本社事業所整備事業の実施に関する計画を除く。)を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日(同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日)までの間に、当該本社機能立地計画に基づいて建設された立地促進事業家屋において、工場立地事業(別表対象事業の欄に掲げる事業を除く。)を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。

附則第3項中「第11条」を「第12条」に、「第15条」を「第20条」に改める。

別表中「第8条、第11条」を「第7条—第9条、第11条、第12条」に改める。

様式第1号中「第14条」を「第19条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

様式第2号中「第14条」を「第19条」に、「第12条」を「第13条」に、「又は促進地域内事業施設」を「、促進地域内事業施設又は本社機能施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「同条第11項」を「同条第13項」に改める部分に限る。)は、同年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条第5項及び第8項並びに第19条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新本社建築物(改正後の規則第7条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する新本社建築物をいう。以下この項において同じ。)の建築工事が完了し、若しくは権原を取得した者(同条第2項に規定する確認申請書提出日において本事業所が国内にない外国企業又は外資系企業の場合にあつては、新本社建築物の建築若しくは権原の取得に関する契約を締結した者。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に新本社建築物の建築工事が完了し、若しくは権原を取得した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第11条から第13条までの規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

~~~~~

主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県規則第30号

##### 主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則

主要農作物原種配布規則（昭和39年兵庫県規則第6号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「県立農林水産技術総合センター農業技術センター作物・経営機械部で生産する」を「県立農林水産技術総合センターで行う」に改める。

第2条第1項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「基づく」の右に「県内の」を加える。

第3条中「原種の」を「前条の規定による原種の」に、「無償」を「有償」に改め、同条ただし書を削る。

第5条中「当該決定に係る者」を「当該申請者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、原種の配布を行うことを決定した者に対しては、その種類、品種、数量及び代金を併せて通知するものとする。

第8条を第9条とし、第7条中「無償で」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「返還させ、又はその代金を納付させる」を「返還させる」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「有償で行う」を削り、同条第2項中「有償で」を削り、「自己の都合」の右に「又は次条の規定」を加え、「返さない」を「返還しない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その代金の全部又は一部を返還することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（代金不納の場合の取扱い）

第6条 知事は、前条の規定による原種の配布の決定の通知を受けた者が、知事が指定する納付期限までに原種の代金を納めなかったときは、当該決定を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

~~~~~

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第31号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第103条第1項中「いずれか」を「いずれか」に改め、同項第5号中「代理人が」の右に「関係法令又は」を加え、「できない」の右に「、又は契約を継続することが適当でない」を加える。

別表第1の1の部職名の欄中「総務・企画班長」を「総務・システム班長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の財務規則第103条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理

規程をここに公布する。

平成28年 3 月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第 6 号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同条第 2 号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同条第 3 号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同条第 4 号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同条第 5 項中「33,000円」を「40,000円」に改め、同条第 6 号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同条第 7 項中「43,000円」を「52,000円」に改め、同条第 8 項中「48,000円」を「58,000円」に改め、同条第 9 項中「53,000円」を「64,000円」に改め、同条第10項中「58,000円」を「70,000円」に改める。

第47条の 3 第 1 項及び第51条第 1 項から第 5 項中「理由」を「事由」に改める。

附則第11項第 1 号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第 2 号中「100分の4.8」を「100分の3.6」に改め、同項第 3 号中「100分の3.2」を「100分の2.4」に改め、同項第 4 号中「100分の2.1」を「100分の1.4」に改め、同項第 5 号中「100分の1.8」を「100分の1.1」に改める。

附則第12項第 1 号中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改め、同項第 2 号中「100分の2.3」を「100分の1.6」に改める。

附則第15項の表を次のように改める。

合計額に同表に定める割合	別表第17の加算割合が100分の20である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の35を乗じて得た割合を減じて得た額
	別表第17の加算割合が100分の15である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の30を乗じて得た割合を減じて得た額
	別表第17の加算割合が100分の10である職員(管理職手当を受ける職員に限る。)	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の10を乗じて得た割合を減じて得た額
給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の定める割合	別表第18の割合が100分の25である職員	給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の定める割合から、当該割合に100分の42を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の20である職員	給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の15である職員	給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の定める割合から、当該割合に100分の36.7を乗じて得た割合を減じて得た割合
	別表第18の割合が100分の10である職員	給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の定める割合から、当該割合に100分の30を乗じて得た割合を減じて得た割合

附則第16項から第17項を削り、第18項を第16項とし、第19項を第17項とする。

附則第17項中「第18項」を「第16項」に改める。

附則第20項から第23項を削る。

別表第 9 本庁の項中「主席参事」を削る。

別表第9 県立加古川医療センターの項中

「生活習慣病センター長
生活習慣病センター次長
救急救命センター長」

を

「生活習慣病センター長
生活習慣病センター次長
リウマチ膠原病センター長
リウマチ膠原病センター次長
救急救命センター長」

に改める。

別表第10 県立病院の項 6 級の欄中

「部長」

を

「部長
参事」

に改める。

別表第16 地方機関の款中

「(1) 県立がんセンター総長
(2) 県立病院の院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）
(3) 県立病院の医療監（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」

を

「(1) 県立がんセンター総長
(2) 県立病院の院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）
(3) 県立病院の医療監（医師・歯科医師職4級の者に限る。）
(4) 管理局長（行政職10級の者に限る。）」

に、

「県立病院の院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立病院の医療監（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）及び管理局長（行政職9級の者に限る。）」

を

「県立病院の院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立病院の医療監（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職4級及び看護職7級の者に限る。）及び管理局長（行政職9級の者に限る。）」

に、

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職3級及び看護職7級の者に限る。）、管理局長（行政職8級の者に限る。）及び院長補佐（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、総務部長、経営企画部長、診療部長、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、周産期医療センター長及び救命救急センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長及び救命救急センター長、県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）」

を

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の副院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、管理局長（行政職8級の者に限る。）及び院長補佐（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、総務部長、看護部長（看護職6級の者に限る。）、経営企画部長、診療部長、県立尼崎総合医療センターの周産期医療センター長及び救命救急センター長、県立西宮病院の救命救急センター長、県立加古川医療センターの生活習慣病センター長、リウマチ膠原病センター長及び救命救急センター長、県立

淡路医療センターの救命救急センター長、県立光風病院の精神科救急医療センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救急医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及び病理診断センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長及び救命救急センター長並びに県立粒子線医療センターの副院長（他の県立病院に兼務する者を除く。）」

に、

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長（看護職6級の者に限る。）及び放射線技術部長」

を

「県立粒子線医療センターを除く県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級及び看護職6級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長（看護職5級の者に限る。）、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、県立光風病院の地域ケア部長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長」

に改める。

別表第16の2(3)を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当
7級	2種	101,600円
6級	3種	86,700円
	4種	78,000円
5級	4種	71,100円
	5種	59,200円

別表第16の3(3)を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当
7級	2種	87,200円
6級	3種	66,500円
	4種	59,900円
5級	4種	53,000円
	5種	44,200円

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の27項を加える。

- 3 管理者は、職員（管理者が別に定める職員及び第16項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

- 4 前項に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 勤務時間は、1日につき6時間以上（育児短時間勤務職員等にあつては2時間以上）とすること。ただし、休日（第15条に規定する休日をいう。）、職員が日を単位として出張する日、職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日及び職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日（以下第17項において「休日等」という。）については、7時間45分（短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の第3項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項、第9項第1号及び第17項第2号において同じ。）とすること。
 - (2) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、管理者があらかじめ定める連続する5時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
 - (3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。
- 5 短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、当該短時間勤務職員の業務内容、勤務する所属の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限り、第4項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 6 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として管理者の定める場合に係る第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、管理者の定めるところにより、第4項第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 7 前項の「管理者の定める場合」は、次に掲げる場合とし、前項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ第1号に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は第2号に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。
- (1) 超過勤務（条例第10条に規定する勤務をいう。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を第4項第2号に規定する管理者があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合
 - (2) 職員が第9項の規定により割り振られる勤務時間の一部の時間帯において職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第26条の2第1項に規定する在宅勤務を行う場合（当該時間帯の直前又は直後に置く、第29項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。）において、当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する必要がある場合
- 8 第3項の職員の申告は、第4項から第6項に定める基準に適合するものでなければならない。
- 9 管理者は、申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、管理者は、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 10 前項後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。
- (1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
 - (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間（管理者が、職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。
- 11 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。
- (1) 職員からあらかじめ第9項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

- (2) 第9項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、第13項の規定により変更するとき。
- 12 申告並びに第9項の規定による勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間の割振りの変更は、管理者が別に定めるところにより行うものとする。
- 13 第9項の規定により割り振られた勤務時間に係る第11項第2号の場合における変更は、管理者が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第10項に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、勤務時間の割振りを変更しようとする日（以下「変更日」という。）について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- 14 第3項の単位期間は、第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として管理者の定める場合にあつては、管理者の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、週休日及び勤務時間の割振りについては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。
- 15 第14項の「管理者の定める場合」は、次に掲げる場合とし、管理者は、当該場合の区分に応じ、同項の規定により第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。
- (1) 所属内の職員について第9項の規定による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該所属内の他の第8項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき当該初日から当該単位期間の末日までの期間
- (2) 第3項ただし書の規定により勤務時間を割り振ろうとする職員の育児短時間勤務の期間をその初日から4週間ごとに区分した場合において、最後に4週間未満の期間を生じたとき 当該期間
- 16 管理者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設けること及び当該期間につき前条各項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する1学齢児童（職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育する子をいう。）を養育、又は配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、又は職員と同居（職員が要介護者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。）する祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。第21条第1項において同じ。）であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員
- (2) 前号に掲げる職員に類する職員として管理者が別に定めるもの
- 17 前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき1日を限度とすること。
- (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき1日（次号において「特例対象日」という。）については、4時間未満とすることができるものとする。
- (3) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内で管理者があらかじめ定める連続する時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例

対象日については、この限りでないこと。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

- 18 第5項及び第6項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第1号（ただし書を除く。）及び第2号」とあるのは「第17項第2号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第3号」と、第6項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第2号」とあるのは「第17項第3号」と読み替えるものとする。
- 19 第16項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。
- 20 管理者は、前項の規定による申告を考慮して第17項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、管理者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 21 第20項後段に規定する公務の運営に支障が生ずると認める場合における週休日の設定及び勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに週休日を設け、又は勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該週休日を勤務日とするとき又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について週休日とし、又は勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その週休日とする日の選択に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- (1) その勤務日とする日又は申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、当該勤務日とする日に割り振る勤務時間又は延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- (2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻又は標準勤務時間の始まる時刻のうち早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻又は標準勤務時間の終わる時刻のうち遅い時刻以前に設定すること。
- 22 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第20項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。
- (1) 職員からあらかじめ第20項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
- (2) 第20項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、管理者の定めるところにより変更するとき。
- 23 第22項第2号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、管理者が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第21項各号に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- 24 第12項の規定は、第19項、第20項及び第22項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第12項中「申告並びに第9項」とあるのは「第20項に規定する申告並びに第20項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第22項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。
- 25 第20項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第16項第1号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

26 第20項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第16項第1号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

27 第4項第2号、第5項、第6項、第8項、第9項、第11項、第12項、第17項から第20項、第22項、第24項から第26項の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

(その他の事項)

28 第3項から前項までに規定するもののほか、週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項は、管理者が定める。

29 管理者は、第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は第16項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

- (1) コアタイム
- (2) 始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯
- (3) 標準勤務時間の始まる時刻及び終わる時刻
- (4) 休憩時間
- (5) その他必要な事項

第5条第1項中「第3条第1項」を「第3条第1項若しくは第16項」に、「第3条第2項」を「第3条第2項若しくは第3項若しくは第16項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

2 管理者は、第3条第3項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは同条第16項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

第9条第2項中「第15条に規定する」を削る。

第16条第1項中「第3条第2項、」を「第3条第2項若しくは第3項若しくは第16項若しくは」に改める。

第21条第1項中「次に掲げる者」を「配偶者等」に改め、同条第1号から第6号までを削る。

第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第9 県立こども病院の項中「指導相談・地域医療連携部長」を「家族支援・地域医療連携部長」に改める。

別表第16 地方機関の款中

「県立粒子線医療センターを除く 県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級及び看護職6級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長（看護職5級の者に限る。）、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、県立光風病院の地域ケア部長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長」を

「県立粒子線医療センターを除く 県立病院の院長補佐（医師・歯科医師職3級の者に限る。）、参事（医師・歯科医師職3級及び看護職6級の者に限る。）、県立病院の事務部長、部長（看護職5級の者を除く。）、医療安全部長、検査・放射線部長、検査部長、放射線部長、リハビリテーション部長、研究部長、教育部長、看護部長（看護職5級の者に限る。）、薬剤部長（行政職8級の者に限る。）、栄養管理部長、地域医療連携部長、放射線技師長（行政職8級の者に限る。）、及び検査技師長（行政職8級の者に限る。）、リハビリテーション技師長（行政職8級の者に限る。）、センター次長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）、県立尼崎総合医療センターの難病相談センター長、県立光風病院の地域ケア部長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部長並びに県立粒子線医療センターの参事、医療部長、看護部長及び放射線技術部長」に、

「県立病院の部長（看護職5級の者に限る。）、総務部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職8級の者を除く。）、

薬剤科長、栄養管理部次長、放射線技師長（行政職 8 級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職 8 級の者を除く。）、リハビリテーション技師長（行政職 8 級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職 3 級及び行政職 7 級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部次長、県立こども病院の指導相談・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職 6 級以上の者を除く。）及び放射線物理科長」

を

「県立病院の部長（看護職 5 級の者に限る。）、総務部次長、看護部次長、薬剤部長（行政職 8 級の者を除く。）、薬剤科長、栄養管理部次長、放射線技師長（行政職 8 級の者を除く。）、放射線技術科長、検査技師長（行政職 8 級の者を除く。）、リハビリテーション技師長（行政職 8 級の者を除く。）、センター次長（医師・歯科医師職 3 級及び行政職 7 級の者に限る。）、県立光風病院の地域ケア部次長、県立こども病院の家族支援・地域医療連携部次長、県立姫路循環器病センターの高齢者脳機能治療室長並びに県立粒子線医療センターの看護部長（看護職 6 級以上の者を除く。）及び放射線物理科長」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び第 2 条の規定 平成28年 4 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 平成28年 5 月 1 日

（経過措置）

2 当分の間、第 2 条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）の規定の適用については、改正後の勤務時間規程第 3 条第 3 項中「職員」とあるのは「配偶者等」（子の養育又は配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、又は職員と同居（職員が要介護者の居住している住居に泊まり込む場合を含む。）する祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。）であって、負傷、疾病又は高齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員又は、それに類する職員として管理者が別に定めるもの）とする。



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年 3 月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第 7 号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

（病院局組織規程の一部改正）

第 1 条 病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「24条の7」を「24条の10」に改める。

第10条の表県立加古川医療センターの款生活習慣病センターの項の次に次のように加える。

リウマチ膠原病センター	
-------------	--

第10条の表県立粒子線医療センターの款医療部の項の次に次のように加える。

医療安全部	医療安全課
-------	-------

第11条の表県立加古川医療センターの款診療部の項上記以外の診療科名等の目中「精神科」を「精神科 リウマチ科」に改め、同款中

「

生活習慣病センター	
-----------	--

」

を
「

生活習慣病センター	
リウマチ膠原病センター	

」

に改める。

第3章第1節中第24条の9を第24条の10とし、第24条の8を第24条の9とし、第24条の7を第24条の8とし、第24条の6の次に次の1条を加える。

(リウマチ膠原病センターの業務)

第24条の7 リウマチ膠原病センターにおいては、リウマチ膠原病医療に関する業務をつかさどる。

第31条第1項の表中「主席参事又は参事」を「参事」に改める。

第33条の表生活習慣病センター長の項の次に次のように加える。

リウマチ膠原病センター長	県立加古川医療センターのリウマチ膠原病センター	上司の命を受け、リウマチ膠原病センターの業務を掌理する。
--------------	-------------------------	------------------------------

第34条の表次長の項中「県立加古川医療センター生活習慣病センター」を「県立加古川医療センター生活習慣病センター及びリウマチ膠原病センター」に改め、同表科部長又はセンター部長の項中「県立加古川医療センター生活習慣病センター及び救命救急センターの救急科」を「県立加古川医療センターの生活習慣病センター、リウマチ膠原病センター及び救命救急センターの科」に改め、同表医長の項中「県立加古川医療センター生活習慣病センター及び救命救急センターの救急科」を「県立加古川医療センターの生活習慣病センター、リウマチ膠原病センター及び救命救急センターの科」に改める。

第2条 病院局組織規程の一部を次のように改正する。

第8条の表県立こども病院の項中「神戸市須磨区高倉台1丁目」を「神戸市中央区港島南町1丁目」に改める。

第10条の表県立こども病院の款中「指導相談・地域医療連携部」を「家族支援・地域医療連携部」に改める。

第11条の表県立こども病院の款診療部の項上記以外の診療科名等の目中「耳鼻咽喉科」を「耳鼻咽喉科 リハビリテーション科」に改める。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年5月1日

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第5号

本 庁

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

兵庫県教育長 高井芳朗

本庁文書管理規程の一部を改正する訓令

本庁文書管理規程（昭和61年兵庫県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「企画県民部文書課」を「企画県民部管理局文書課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。